

検討項目の分類に関する整理表

(※)小分類

I 法改正を要し、本調査会として、早期に対応方針を検討すべきもの

III 法改正の要否に係わらず比較的早い時期に成果が期待できるもの

II 法改正を要し、中長期的課題である、もしくは法改正準備検討中のもの

IV その他(法改正を要さないが実現までに時間がかかると見込まれるもの等)

通し番号	項目名	Aの数	Bの数	各府省コメント	小分類(※)	法改正の要否(未定含む)	現状・見通し
28	政治活動に関する電子化(インターネットを活用した選挙活動)	8	0	総務省 (F:その他)	II	要	自民党が平成22年4月(第174回国会)に公職選挙法改正案を衆議院に提出し、同年10月現在(第176回国会)衆議院で継続審議中である。その主な内容は、選挙期間中の選挙運動の一環として、ホームページ、ブログの更新に加え、電子メールや簡易投稿サイト(ツイッター)も解禁するというもの。
27	政治活動に関する電子化(電子投票等)	6	3	総務省 (B:検討中)	II	要	国政における電子投票導入議論の経緯 【第166回通常国会】 H19.6.12 衆議院に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の改正法案を提出(議員提案) 【第168回臨時国会】 H19.12.11 衆議院本会議で可決 H20.1.15 参議院本会議で継続審議の取扱い 【第169回通常国会】 H20.6.21 会期終了に伴い廃案(参議院において継続審議の取扱いとならず)
36	一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売	6	1	厚生労働省 (C:実施困難・不要)	IV	不要	行政刷新会議規制制度改革分科会第1クールでも検討されたが、対処方針の集約はなされなかった。行政刷新会議規制制度改革分科会第2クール(本年10月～)でライフィノベーションワーキンググループにて取り上げられる予定。なお、一般用医薬品のインターネット販売については、一部の販売業者やその団体などが全面解禁を求めている一方、消費者団体や薬害被害者団体などの団体は、第三類医薬品を含めた全面禁止を求めている。
23	政府統計データの活用	3	2	総務省 (B:検討中)	II	要	「新たな情報通信技術戦略」に示された工程表では2012年度までに制度の見直し検討を行い、2013年度から必要な法令改正等を行うとしている。 総務省において、各府省参加の会議を通じて、実際の情報提供を行う主要な関係府省と拡大の可能性、具体的な対応方法等について意見交換を実施したところであり、また、より効果的な制度とするため、外部有識者にも意見を聞くための準備をしている。
17	行政機関が保有する情報の再提出不要化(②証明書類の添付)	3	1	総務省 (添付省略の可否 E:所管外、企業を対象とした手続き B2:検討中・実施方法時期未定) 法務省	IV	要	総務省では、平成22年度に、入札参加資格申請(申請の際に登録事項証明書及び納税証明書を添付書類として要求)を対象にバックオフィス連携の実証事業を行っているところ。 IT戦略工程表に沿って、電子行政タスクフォースにおいて、行政機関間のバックオフィス連携の一環として検討。

通し 番号	項目名	A の 数	B の 数	各府省コメント	小分 類 (※)	法改正の 要否(未定 含む)	現状・見通し
16	行政機関が保有する情報の再提出不要化 (①引越時の各種行政手続)	3	0	厚生労働省 (児童扶養手当の住所変更の届出 C:実施困難・不要、児童扶養手当の住所変更後の住所地の世帯の住民票の提出 D:事実誤認、年金 A:実施予定) 警察庁 (D:事実誤認) 文部科学省 (D:事実誤認) 総務省 (E:所管外)	IV	要	IT戦略工程表に沿って、電子行政タスクフォースにおいて、行政機関間のバックオフィス連携の一環として検討。
43	匿名化された個人の情報の活用	2	3	消費者庁他 (D:事実誤認) 経済産業省 (匿名情報の取扱い D:事実誤認、匿名化情報の分割管理方法 B2:検討中・実施方法時期未定) 防衛省 (B3:検討未着手、今後検討) 警察庁 (F:その他)	IV	不要	行政刷新会議規制制度改革分科会IT分野個別検討会で取り上げられる可能性がある。 (経済産業省) 経済産業省 パーソナル情報研究会の「個人と連結可能な情報の保護と利用のために」(平成20年11月)において、個人情報と個人に紐付いた情報を分割管理したデータベースの取扱いについての検討を実施。 また、経済産業省 情報大航海プロジェクトの「パーソナル情報の利用ガイドライン(案)」(平成22年3月)において、匿名化に関する検討を実施。 さらに、匿名化情報と社内の元データとの分割管理方法や、匿名化情報の提供先での安全な取扱方法については今後有識者等の意見を踏まえ、検討する予定。
19	戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付	2	1	法務省 (F:その他)	II	要	(法務省) 戸籍謄抄本等を、コンビニや本籍地以外の自治体窓口、自動交付機等で交付することについては、市区町村の主体的判断によるべきものであり、当省では、市区町村から実施に向けた照会があった場合には、個人情報保護の観点等から検討し、その可否を判断する。 戸籍には、離婚歴や帰化日本人であること等、非常に高度な個人情報が記録されているため、本籍地以外での戸籍謄抄本の取得に関しては、相当厳格な個人情報保護策を講じる必要がある。 また、平成19年改正戸籍法により、戸籍謄抄本の取得に際しては厳格な本人確認・権限確認を要することとしたほか、第三者の戸籍謄抄本の取得を制限するなどの改正を行ったところであり、これらの趣旨が損なわれることのないように、十分な検討が必要。

通し 番号	項目名	A の 数	B の 数	各府省コメント	小分 類 (※)	法改正の 要否(未定 含む)	現状・見通し
25	住基情報の利活用範囲の拡大	2	1	総務省 (C:実施困難・不要)	Ⅱ	要	IT戦略工程表に沿って、電子行政タスクフォースにおいて、国民ID制度導入の一環として検討。 (総務省) 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の提供先は住民基本台帳法別表に定められているものに厳格に限定されている。 これを拡大するためには、住基法の改正が必要となるが、本人確認情報の民間利用については、住基ネット導入に係る法案審議において、これを強く否定する議論が積み重ねられており、システムの安易な拡大を図らないよう付帯決議が行われている。 民間事業者に本人確認情報を提供することについては、国民的な理解を踏まえた法案の立案と長期にわたる国会審議が必要となることが想定され、現状においては極めて困難である。
34	医療情報の2次利用に関する規定の整備	2	1	厚生労働省 (D:事実誤認)	Ⅳ	不要	(厚生労働省) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)においては、個人情報を匿名化した場合には、同法の適用対象外であることから、現行の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインにおいても、匿名化した医療情報を患者の同意を得ることなく2次利用することが原則として可能。 ただし、医学研究分野については、それぞれの関連指針を遵守することが必要な場合もある。
18	行政期間が保有する情報の再提出不要化(③登記申請に添付する情報)	2	0	法務省 (D:事実誤認)	Ⅱ	要	(法務省) 行政機関間の情報共有化については、新たな情報通信技術戦略工程表において本年度に行うとされている具体的な検討が行われていない(中心となる府省が不明)ため、早期に実務レベルの検討会を立ち上げる必要があると考える。 なお、登記所間の情報共有については、法令等の改正を伴うために実施時期は明言できないものの、できる限り早期に実施することを基本方針として、業務プロセスの見直しに伴う問題点の洗い出しとその対応策について検討しているところである。
10	公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加	1	3	総務省 (B2:検討中・実施方法時期未定)	Ⅲ	要	民間事業者の具体的な利用ニーズに関する調査を行い、その結果を踏まえ、セキュリティ対策等の課題を勘案した上で検討する。検討の結果、実施する場合には実証実験及び法改正等が必要。(実施する場合、現時点では2013年を想定。検討体制は未定。) IT戦略工程表に沿って、電子行政タスクフォースにおいて、国民ID制度導入の一環として検討。
39	国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件の緩和	1	3	財務省 (B3:検討未着手・今後検討)	Ⅱ	要	(財務省) 電子データによる帳簿書類の保存の実態や技術動向の把握を行うことについて予算措置の手当も含めて検討していく。

通し 番号	項目名	A の 数	B の 数	各府省コメント	小分 類 (※)	法改正の 要否(未定 含む)	現状・見通し
32	処方せんの電子化	1	2	厚生労働省 (B:検討中) 総務省 (B2:検討中・実施方法時期未定)	Ⅳ	不要	「規制・制度改革に係る対処方方針」(平成22年6月18日閣議決定)において、「処方せんの発行にかかる考え方を明確化する(平成23年度中に結論)」との対処方方針が示されている。 IT戦略工程表に沿って、医療情報化タスクフォースにおいて地域医療連携(遠隔医療の推進)の一環として検討。 (厚生労働省) 電子処方せんについては、平成16年当時、医療情報ネットワーク基盤検討会において、処方せんの電子化について慎重に検討すべきとされた結果、処方せんのみがe文書法の適用対象外とされている。現在、関係局において意見交換を実施しているところであり、IT戦略本部のタスクフォースにおける検討結果と合わせ、検討会において議論していくこととしている。 (総務省) 厚生労働省と連携して、具体的な検討を進めていく予定。 現在、健康・医療情報活用基盤の構築に向けた実証事業を3省(総務省、経済産業省、厚生労働省)連携で実施しているところであり、本事業において、現行制度の範囲内で部分的に処方せんの電子化について実証を行う予定である。
12	全国共通の電子行政サービス実現のための申請様式等の統一化 (①住民税関連手続き(住民税特別徴収関連手続き全般の電子化及び窓口の一本化))	1	1	総務省 (D:事実誤認)	Ⅳ	不要	当該手続きは、エルタックス(地方税共同電子申告システムネットワーク)を利用することで対応可能。 総務省では、納税者の利便性向上の観点から、電子申告の普及拡大について働きかけを行っており、現在、給与支払報告書の電子的提出については全1750市区町村のうち800団体で導入済み。 IT戦略工程表に沿って、電子行政タスクフォースにおいて、全国共通の電子行政基盤の整備の一環として検討。
29	遠隔医療の実施可能範囲の明確化	1	1	厚生労働省 (A:実施予定) 総務省 (B2:検討中・実施方法時期未定)	Ⅲ	不要	(厚生労働省) 遠隔医療の実施可能な範囲を拡大するための通知改正については、平成22年度から厚生労働科学研究において関係学会と協しつつエビデンスを収集しており、その結果を踏まえ「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の通知を改正する予定。 (総務省) 総務大臣・厚生労働大臣共催の「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめ(平成20年7月)を踏まえ、厚生労働省と協議の上、モデル事業を実施して、遠隔医療の有効性・安全性に関する科学的根拠に基づくデータ(エビデンス)を収集・蓄積し、厚生労働省に対して「遠隔医療の実施可能範囲の明確化」の検討を要請してきたところ。 また、遠隔医療関係の事業を継続的に実施して、更なるエビデンスの収集・蓄積に取り組んでいる。

通し 番号	項目名	A の 数	B の 数	各府省コメント	小分 類 (※)	法改正の 要否(未定 含む)	現状・見通し
7	輸出入・港湾関連手続きシステム(次世代シングルウィンドウ)の利便性向上及び利用促進	1	0	申請書類の統一についてはD(対応済)、国際システムとの互換性についてはA。 国土交通省、農林水産省 (D:事実誤認) 財務省、厚生労働省 (D:事実誤認、A:実施予定) 法務省 (D:事実誤認 F:その他) 経済産業省 (E:所管外)	Ⅲ	不要	国際システムとの互換性については、今後、マレーシアからの原産地証明書情報の電子的送受信を行うための国際連携システムを構築し、国際連携に向けた取組を進めており、今後も引き続き諸外国のシステムとの連携に関する調査検討を進める。 「貿易手続改革プログラム」(平成21年7月16日第二次改訂)に基づき、アセアン・シングルウィンドウが完成するとされている2012年にも、日本のシングルウィンドウとアセアン・シングルウィンドウが相互に接続された状態となるよう、その実現に取り組む。また、米国、EU、韓国、中国等、アセアン以外の国々とのシステム連携にも取り組むこととされていることから、当該取組の一環として、原産地証明書のシステム連携について実証実験を実施しているところ。
33	診療報酬請求及びカルテの完全電子化	1	0	厚生労働省 (C:実施困難・不要)	Ⅳ	不要	(厚生労働省) (レセプト) レセプトオンライン請求の緩和措置は、過疎地の診療所をはじめとする小規模医療機関の撤退などに象徴される医療現場の混乱や地域医療の崩壊が起こる可能性があること等を考慮して行われたものであり、現時点でのレセプトの完全電子化の実施は困難である。 (カルテ) カルテの電子化については、業務の効率化、医療安全、質の向上などに資するものであると考えており、その普及の推進に向け ① 標準的な病名・処置名などの医療用語を体系的に分類し、コード化したマスターの整備 ② セキュリティ確保のためのガイドラインの整備 ③ 医療情報システム間の相互運用性の確保 ④ 医療機関間の連携を踏まえたWeb型電子カルテシステムの導入補助 などを実施している。 なお、医療機関における電子カルテ等のIT導入については、そのコストとメリットとのバランスに留意する必要がある。